

3. 別宮地区の万雑

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 兎玉, 仁志 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4962

3. 別宮地区の万雑

児 玉 仁 志

- I. はじめに
- II. 別宮地区における万雑の概要
- III. 別宮地区の万雑の多様性
- IV. おわりに

I. はじめに

万雑とは「藩政期に村、十村組、郡における土木用水費など、必要経費を住民に割り当てたもの」であり、そして「現在でも集落における自治経費を万雑とよんでいる場合が多い」(『石川県大百科事典』p.720)。

私がこの万雑という言葉を知ったのは、この調査が始まって数日過ぎてからである。最初は何のことを言っているのか、それがどういったものなのか理解できないまま聞き取りを行っていたが、それが、私の生活してきた土地では、区費とか自治会費とか呼ばれていたものと同質のものだということが分かると、この地域の万雑が集落ごとに強い独自性を持っていることに興味を惹かれるようになった。かつては別宮村という1つの行政単位であったこの地域の、隣接した各集落の万雑が何故こんなにも異なった形態を見せるのか。それはどんな意味を持ち、そこにはどんな背景があるのだろうか。

II. 別宮地区における万雑の概要

本節では、鳥越村別宮地区の各集落(戸数の少ない五十谷、野地、柳原を除く10集落)における万雑制度を描出していく。なお、本稿での「万雑」とは、集落独自の自治経費(地方自治体から課せられる税金等はこれに含まれない)、及びその制度を表現する言葉であることをここに明記しておく。

1. 別宮

別宮集落はこの地域では、最も人口規模の大きい集落である。それゆえ、万雑の額も大きく、集落全体で1年間に120万円程の万雑が徴収されている。

万雑の計算は毎年12月初めに別宮集落の役員全員(6名)で行い、その結果に基づいて徴収が行われる。徴収は盆と年末の2度である。

万雑は、その用途によって4つに分類されている。主に神社、祭礼費、共同設備等、集落内の一般的な支出についての一般万雑、生活用水関連費についての用水万雑、耕地関連の水路費用等についての揚水万雑、事業の借入金返済のための農林漁業資金の4つである。これらは、各々、規定の割合で分割され住民に課せられるのだが、別宮ではこの分割に「卒」という独自の資産割り基準を用いている。

資産割りとは、万雑分割において各戸の資産の額に万雑の負担額が比例するシステムである。各々の基準(資産の概念は各集落で異なっている)によって導き出された資産の額が多い世帯ほど、多くの負担をすることになる。その資産割りにおいて、別宮には「卒」という基準が用いられているのだ。「卒」は各戸の経済状態、家族構成に応じて集落内の全戸を3段階に分類したものである。当然、「卒」で上位に属する世帯は、下位に属する世帯よりも多くの万雑を負担することになる。

次に、「卒」の仕組みを理解した上で、具体的な分割方法を見ていく。

① 一般万雑

一般万雑は均等割りが3割、卒による資産割りが7割で計算される。均等割りとは、対象額を全戸数で割った、文字通り全戸が同一金額を負担する部分である。各集落で呼び方は異なり、戸数割りや平均割りとも呼ばれている。別宮内に農地を持たない世帯が支払うのは、この一般万雑のみである。

② 用水万雑

用水万雑は生活用水利用者だけに課せられ、その割合は各戸が所有する水田評価額に基づく資産割りが6割、卒に基づく資産割りが4割である。ここでの水田評価額とは、村によって固定資産評価額の一部として算出されるものである。ここでも当然水田評価額の高かった世帯ほど多くの割合を負担することになる。

③ 揚水万雑

揚水万雑は灌漑用水のポンプアップ費用についての万雑である。そのため耕地所有者のみに、耕地面積に基づいた資産割りで課せられる。

④ 農林漁業資金

農林漁業資金とは事業を行うに際して、政府系金融機関から借り入れた資金のことで、ここではその返済金のことを指している。割合は水田評価額に基づく資産割りが6割と卒が4割である。

別宮の万雑制度の特徴として、その項目(種類)の多さが挙げられる。この地域でこれほどに万雑の種類が細分化されている集落は他にない。しかし、この項目の多さにおいて注目

しておきたいのは、農業従事者には全ての万雑が課されるのに対して、非農業従事者には一般万雑のみが課されることになっており、農業に関する費用は農家のみで負担する仕組みになっていること、つまり、別宮の万雑は農家とそうでない世帯の区別が明確になされていることである。この特徴については次節で詳しく述べることにする。

2. 別宮出

別宮出の万雑制度は先述の別宮の制度に比べると、かなりシンプルな印象を受ける。まず、万雑計算は区長が1人で、12月に入るとすぐに行う。そして、その結果に基づき12月中旬迄には徴収を行う。徴収も区長が1人です。

万雑は、平均割り(均等割り)が4割、資産割りが6割の割合で各戸が負担する。ここでの資産割りは、各所が所有する土地に対する村の土地評価額に基づいている。土地評価額が記載されている固定資産台帳は毎年3月中旬頃に公開されるので、区長は毎年、役場に確認に行き、各戸の資産額を割り出し、計算を行うのである。土地の評価額に基づくものなので、個人の所得や、その他の資産は万雑割りの基準としては用いられない。

別宮出の万雑は、別宮のように種類別になっていないので、その用途は集落内でかかる全ての費用ということになる。共同設備(別宮出ではテレビ放送の受信に共同のアンテナを用いている)の維持費や、祭礼費、用水の掃除や草刈(エザライと呼ばれている)の費用などが主な項目として挙げられるだろう。このエザライに関しては、参加者に対して人夫賃が支払われるのではなく、参加者の負担する万雑がその分安くなる、という方式を採っている。この背景には、金銭のやり取りの煩わしさを解消する目的、そしてそれを可能にする集落の世帯数の少なさがあると考えられる。

さて、私は先ほど、別宮出の万雑はシンプルだと述べたが、以前からこの形態が続いてきた訳ではないようで、かつては様々な種類があったという。詳細は不明だが、以前は見立て割りというものが存在した。これは、個人の所得を資産割りの基準に含める方法である。所有する土地の面積だけでなく、個々人の収入や資産までもが加味されるこの方法は、非常に匿名性の低いものであると言えるだろう。旧型の集落共同体内の連帯の強固さを物語るものである。

3. 杉森

杉森の万雑の特徴としてまず挙げられるのは、万雑計算が年に2度行われることである。まず中間万雑として、8月に昨年度実績(昨年度の総額)の半額を算出し、徴収する。そして12月に今年度の万雑総額を算出し、中間万雑との差額を徴収する。この計算は12月20日頃までに行われ、徴収は年明けの1月に行われることになる。この一見二度手間とも思える方法については、年1度の集金となると1回で支払う額が大きくなり、各戸の負担も大きくなるという背景がある。確かに、杉森の万雑の総額は、全25戸あたり、約120万円(1996

年度の例) と大きなものである。これは、全戸 56 戸の別宮とほぼ同額であり、単純に考えても、杉森では 1 戸あたりで別宮の倍の万雑を支払うことになり、その負荷は大きい。万雑計算はいずれも、区長会計と呼ばれる区の会計係が行っている。

杉森の万雑は、大きくは、総万雑と一般万雑に分けられ、一般万雑がその用途に応じて 2 つに分けられている。

① 総万雑

総万雑は主に、祭礼費用、役員給料、人夫賃(エザライ等に対する労働手当)に充てられる万雑である。これは、杉森の住民だけでなく、杉森以外の住民で、杉森地区内で農業を行っている(このことをカケサクと呼ぶ)世帯も対象としている。割合は平均割り(均等割り)が 3 割、地租割り(資産割り)が 7 割である。ここで地租割りの基準となるのは、住宅地を含む各戸の所有する土地評価額であるが、かつては田畑、山林評価額のみを対象にし、宅地の評価額は含まれていなかった。この変化によって、住宅地の評価額は田畑よりも高いため、自分の住居地しか土地を持っていない人が、田畑を持っている人よりも多額の万雑を支払うことになるという事態が起こっている。固定資産の計算が純粋な面積の大小に基づいていないこと、そしてそれを万雑の資産割りの基準として用いることで起こった問題である。

② 平均割り一般万雑

これは、名前の通り平均割り(均等割り)が 10 割の万雑で、杉森の住民のみが対象となる。その用途は子供会や消防団の助成金、外灯の電気料金、初総会の料理代等である。

③ 一般万雑

これは、集会所の電気料金とお講のお布施、共有地に対する税金がほとんどの用途となっている。こちらも杉森の住民のみが対象で割合は、平均割りが 3 割、地租割りが 7 割である。

② と ③ はどちらも一般万雑とされているにもかかわらず、その負荷割合は大きく異なる。このようなしくみが採用された正確な経緯は聞き取ることが出来なかった。ただ、手元の資料を見て推し量るに、それはやはり、その用途の性質の違いということになるだろう。

この集落の 1996 年度万雑支出分を見てみると、③ の項目に含まれているのは、集会所の電気料金、各お講のお布施、共有地の固定資産税、その他、である。お布施というものの性質を考えれば、多くを持つ者が多くを支払うという考え方が適用されるのも理解できる。集会所の電気料金についても、2001 年の杉森集会所利用日誌によれば、年間全 41 回の使用のうち、13 回がお講や御書参り等の宗教行事に用いられていることを考慮に入れると、地租割りを含む ③ の対象となっていることが理解できる。

4. 神子清水

神子清水の万雑計算は、年 1 回、12 月 10~20 日の間の日曜日に、区長、生産組合長、会計 2 名の、役員全員で行う。このときの資料となる集落の収支は、区長が管理をしている。

計算の後、年内に区長が集金を完了する。

割合は、均等割りと地価割り(資産割り)が5割ずつである。地価割りについては、土地評価額に基づいて100分率計算で分割される。ここまで特に触れなかったが、他の集落の資産割も、同様に100分率計算で行われていると考えられる。すなわち、集落全体の総資産(私有地の評価額の総計)を100として、個々世帯の所有する土地の評価額がその何パーセントを占めるかを割り出し、その割合をそのまま資産割りの分割に適用するということだ。

万雑の用途については、用途によって万雑が区別されていないので、集落内の全ての収支が万雑の使い道になっていると言える。主な項目としては、祭礼費用、諸々の催し物費用、事業費等である。

また、神子清水でも、先述の見立て割りが存在していた。しかし、所得が多い場合には、農地を全く持っていない家が、農地を持っている家よりも多額負担しなければならなかったことや、プライバシーへの配慮が問題視され、この制度は消滅した。

さらに、神子清水の特徴として、万雑のことを「区長の一般会計」と称していたことを挙げておきたい。神子清水には、集落の役員として会計が2名いるが、この役職の仕事は万雑に関連する会計ではなく、毎月徴収される基盤整備事業費の返済や水道代等の集金等である。集落の収支の管理を区長が行っていることから、万雑に係わる仕事は区長の務めだということが見て取れる。

5. 相滝

相滝の万雑計算は年2回行われる。この地区で年2回の万雑計算、及び徴収を行うのは、この相滝と、先述の杉森、別宮の3集落である。その時期は、7月と12月で、計算は区長、会計、生産組合長、役員3名が総出で行う。この計算結果に基づき、それぞれの翌月の8月と1月に徴収が行われる。この8月と12月というのは、集落の総会が開かれる月で、徴収もこの時に行われる。

万雑の割合は、戸数割り(均等割り)が4割、面積割り(資産割り)が6割である。主に集落の事業費、人夫賃、祭礼費用等に用いられる。ここでも資産割りは土地評価額に基づいて算出されている。相滝では、宅地、田畑、山林の所有面積を資産割りの対象としているのだが、近年この資産割りについて疑問の声が挙がっている。それは、現在の社会情勢では、田畑を持っていても現金収入につながらず、資産割りの基準と見なすには無理があり、見直す必要がある、というものだ。確かに現在の社会を考えると、農業や林業で生計を立てていくことは難しいし、高齢化の進む過疎村では、耕地や山林が放置されていることも多々ある。そういったことを考慮に入れると、このような意見が出てくるのも、もっともなことである。

6. 渡津

渡津に関しては、私自身直接の調査が行えず、資料が絶対的に不足していることをまずこ

とわっておきたい。

万雑の徴収は年に1度、12月に行われ、その割合は、戸数割り(均等割り)と資産割りが5割ずつとなっている。この徴々たるデータから考えると、渡津の万雑制度は、神子清水のそれに近いものだと言える。

渡津の割合は、現在は均等割りと資産割りが半分ずつだが、かつて(明治時代頃まで)は戸数割りが3割、資産割りが7割であった。資産割りの割合が減少していることが明らかである。

7. 左礫

左礫の万雑計算は、年に1度、年明けの1月最初の日曜日に役員全員で行う。その結果に基づき、毎年1月20日頃のニンプヨウライ(集落の初総会)で徴収が行われる。

主な用途には、お講関連の費用、集落での電気代や燃料費、食事代、祭礼費用が挙げられる。厳密に言えば、これらの支出から、河川愛護、道路愛護等によって得られた収入を差し引いた額が万雑割りの対象になっていることになる。

割合は戸数割り(均等割り):クジ割り(資産割り)が1:2である。戸数割りに関しては他の集落と変わらないが、クジ割りに関しては注意が必要である。クジ割りとは、その名の通り、クジ制度に基づいた資産割りである。クジ制度とは入会林を集落内の世帯で分割し、各々が占有する制度で、この左礫の他にも、詳細は異なるが後述の阿手でも行われている。左礫の場合、集落全体の入会林面積を126俵とし、それを3つのクジで等分する。よって1つのクジの持分は42俵となる。1つのクジは1人のクジ親と数人のクジ子からなり、各クジで42俵の分割がなされる。住宅地図で確認できる現在(1997年)の戸数が25戸であることを考えて、現在各クジは8~9戸から構成されていることが考えられる。分割において、クジ親が一番多くの面積を割り当てられるが、現在のクジ親の持分は6俵であるから、今ではクジの内部の占有面積の差はそれほどでないことが推測できる。万雑のクジ割りは、このクジ制度における個々の世帯の占有面積に基づいて行われる。集落の万雑の全額の7割が、クジ割りの対象となるので、この額を全126俵で割ると、その年の1俵あたりの負担額が出(2000年は1俵あたり754円)、それに対して個々人が所有する土地の分を支払うのである。つまり、2000年に5俵の入会林を占有していた人は、 $754 \times 5 = 3770$ 円のクジ割り分と、戸数割りで算出された金額を支払ったことになる。

8. 三ツ瀬

三ツ瀬の万雑制度において最も特徴的なのは、万雑の計算を集落内の住民が行っていない、ということだろう。計算は「ショテイ」と呼ばれる、鶴来町在住の人物が行っている。

しかし、この「ショテイ」が行うのは純粋な計算のみで、集落内の支出、収入の取りまとめ、万雑の徴収は、集落内のある世帯(以下A家)が行っている。徴収までの作業をまとめ

ると、まず集落の支出、収入をA家が取りまとめ、それを「ショテイ」に送り計算、計算結果に基づいてA家が徴収、ということになる。計算も徴収も、年1回年末に行われている。ちなみに、このA家は区長を務めている世帯なのだが、1928年以来、この集落の万雑の収支が記載された万雑帳を保管しており、集落の会計役をも担ってきた。

分割の割合は、タカ割り(資産割り)が10割で、タカ割りは各戸の所有する土地評価額に基づいている。集落全体で年額6~7万円ほどになる。

万雑の用途は、祭礼費用のみである。しかし、これは三ツ瀬内での共同支出が祭礼費用のみだということではなく、万雑の対象となっているのが祭礼費のみだということである。祭礼費以外の集落内の出費に関しては、先述のA家はその都度集金をしている。具体的な例として、役場からの水道代の請求(三ツ瀬では個人ではなく、集落単位で水道代金の支払いをしている)は年2回あり、その際にA家はその額を戸数で均等割りし、徴収をしていることなどが挙げられる。このように、祭礼費以外の支出は均等割りで各戸が負担をしている。

9. 数瀬

現在数瀬では、事実上万雑割りは行われていない。勿論、集落では、祭礼費用、共同募金等の支出が存在しており、会計の決算は区長が年末に行い、その報告は年明けの「ハツヨリ」(初総会)でされている。万雑割りが行われないうのは、万雑を各戸で負担する必要がないからである。これは、数瀬の人の言葉をそのまま使うと、「万雑は、集落の共有財産から支払われている」ためである。この共有財産が一体どんな形で存在しているのかまでは聞き取ることができなかつた。ただ、集落として現金をプールしているような状況は考えにくいので、おそらく、集落の収入で支出分をまかなえているということなのではないかと考えられる。数瀬は現在5戸からなる集落で、祭礼に関してもその規模は非常に小さなものであり、そこにかかる費用もそれほど多額ではないし、支出項目自体が少ない。そういった状況のなかでは、道路愛護や河川愛護などから得られる集落の収入で支出をカバーできているのではないだろうか。

しかし、以前からこの方法が採られていたわけではない。かつては、数瀬にもヤ割り(均等割り)、タカ割り(資産割り)が存在し、年末に計算が行われ、新年のハツヨリで徴収が行われていたという。このような万雑の変遷は、人口の減少とそれに伴う支出項目、額の減少の結果であろう。

10. 阿手

阿手では年始とともに、年末にも総会が行われ、その際に会計報告がなされるので、それに合わせて万雑計算を行う。結果に従って、年1度の徴収がなされる。

万雑は用途によって分割方法が異なる。阿手の住民のみが対象となるヤ割りと呼ばれる均等割りは、人夫賃や共同設備費など集落内の一般的な支出が対象となっている。一方で、タ

カ割り、もしくはコクダカ割りとも呼ばれる資産割りは、不在地主も分割の対象となり、山林関連の費用に充てられている。タカ割りは各戸の山林、田畑の所有面積に応じて分割される規定だが、現在、阿手で田畑を所有する世帯はないので、実質的には所有山林面積のみが基準となっている。特徴的なのは、土地評価額ではなく、所有土地面積そのものが基準となっていること、それも宅地を除いた山林面積のみだということである。

ここに見られるのは、山林に関係する費用は山林を持つ者が、利益を受ける量の多い、即ち多くの面積を持つ者が支払うべき、という原理である。この原理も集落内の山林面積が非常に多い阿手においては納得できるものだと言えよう。実際、阿手は集落で所有する入会林も多く、左礫同様にクジ制度が存在している。阿手のクジ制度は山の半分をクジ親が占有し、あとの半分を2～3人のクジ子で分割し、各々で占有するというものである。入会林の大半を占有できるクジ親は集落でも力のある人物であろうことを考えると、占有面積に基づく資産割りならば、多くの土地を占有するクジ親が多くの万雑を負担することになり、集落内の構造に合致する形となる。

III. 別宮地区の万雑の多様性

ここまで、各集落の万雑を概観してきて、別宮地区の中でもそれぞれに独自性が見られることは冒頭で述べた通り確認できたと思う。この節ではその多様性の意味、そしてその背景にあるものを、いくつかの集落にスポットを当てて考えていく。

まず別宮について述べて行きたい。別宮はこの地域の最も低地部に位置し、人口も多く、商店、役場があり、言わばこの地域の中心的役割を担っている。かつてから人口の出入りも多く、近代化の影響を受けやすかった集落である。その近代化の影響は万雑制度にも如実に表れていると言えよう。

別宮の万雑はその用途によって細かく分類されている。それにより、農地を持つ者と持たない者の区別が明確になされ、農地関連費が農地所有者のみに課せられることは、先に述べたとおりである。また、揚水万雑に関しても特記事項があり、「丙(別宮集落内の地名)地区にかかる経費相当分は、丙地区圃場整備事業の換地の経緯を踏まえ、全ての丙地区所有者が負担する」(平成13年度初総会決議事項)とある。つまり、丙地区に関する揚水万雑は、丙地区の土地所有者のみが支払うということである。このように、集落内での個々の区分けが明確になされ、それぞれが、自分に係わる部分のみを負担しているのが別宮の万雑制度なのである。これは、旧型の農村集落から都市型の集落への変化を表していると言えるだろう。具体的に言えば、集落内の全てが同じこと、すなわち農業をするわけにはいなくなった、

という状況が生まれてきているということである。そこで、表1を参照して頂きたい。この表からは農家数と全戸に占める農家の比率が年々減少していること、その中でも請け負わせ農家、即ち、農作業を他者に委託している農家の割合が増加していることが読み取れる。また、請負の農家数が、1～2軒であることを考えると、別宮内の委託農業の請負をしているのが、他の集落の農家であることが理解できる。このようなデータを考慮に入れてみると、別宮集落内において、農業が生業としての意味を持たなくなっている家が年を追う毎に増えてきている、とすることができる。このように、近代化の影響を受ける中で農業の集落内に占める位置が低下していったことが、農家とそうでない世帯を区別する仕組みを作り出したのではないだろうか。万雑の種類の細分化は、集落の近代化による農業衰退の結果である。

表1 別宮の戸数と農家数の変化

	1960年	1970年	1980年	1990年
全戸数	50	62	52	56
非農家数	15	35	27	38
農家数	35	27	25	18
請負農家数	-	-	2	-
請負わせ農家数	-	10	9	17

出所：農業センサス

種類の細分化以外に、卒の段階の減少も、近代化による万雑への影響だといえる。現在の卒が3段階であることは前節で述べた。ただ、この3段階というのは固定的なものではなく、かつてはもっと多くの段階が存在したという。つまり、資産割りにおける個々の差がなくなってきたのである。これは、別宮出や神子清水で、世帯間の差を強調する資産割りとも言える見立て割りが消滅したことや、背景に見る状況は少し異なるものの、数瀬で万雑の分割そのものが無くなってしまったことと同様の動きだと言えよう。加えて、都市部の町内会や自治会の会費が一律均等に徴収されることを考えてみると、万雑全体の傾向として、資産割りの減退と均等割りの増大ということが言えるのではないだろうか。この現象には、卒、大きなくりで見れば資産割りの性質が影響していると考えられる。

資産割りは、多くを持つ者が多くを支払うものであるがために、集落内の世帯間の序列を明確化する働きがある。簡単に言えば、誰が金持ちで、誰がそうでないか、という一種の力関係を示す役割を持っているということだ。旧型の農村は、名家と呼ばれるような大地主や、

多くの財産を持つ庄屋が権力を持ち、その地域の中心的な役割を担うのが普通であった。つまり、財、とりわけ耕地や山林などの土地を所有していることは力だったのである。資産割り、そしてその割合が大きい万雑は、「持てる者」を明確にし、社会関係を再生産するような働きをしていたのではないだろうか。そういう意味で、資産割りというのは、個々の存在を集落内の関係にはめこむ性質がある。かつての農村社会ではこれが当たり前の原理として存在し得たし、そのもとで集落の統一性、団体性が非常に強いものだったのである。

上記のような資産割りが減少している背景には、旧型の社会形態からの転換がある。近代化が進み、集落内の個々の世帯が別々の価値観を持ち、別々の場に社会を作り、集落の重要性が薄れてきているのは、日本全国で見られる状況である。資産割りの減少は、人々が集落内の関係に固定されることを嫌った結果であり、その背景にあるのは近代化である。

ましてや、別宮の卒という資産割りの方法は、旧型の資産割りとは異なるものだといえる。近いレベルの者は一くくりにして、同額を請求するこのシステムは、できるだけ匿名性の低さを克服しようとするものだと言える。そして、この卒の段階が減るということは、世帯間の差が、より少なくなるということであり、かつての集落内の権力関係のようなものは形成されにくくなるのである。

以上見てきたように、この地域の中でも特に別宮の万雑が項目ごとに細分化されていること、そして、卒の段階が減少してきたことの裏には、別宮が最も近代化の影響を受けやすかったという背景があると私は考える。

別宮の万雑と対照的なしくみをもつのが、三ツ瀬の万雑である。三ツ瀬の万雑は、先述の通り、戦前から、ある1軒(A家)によって管理され続けてきた。そして、その割合はタカ割りが10割を占めている。このような、旧村型の制度が今も続いている背景にも、三ツ瀬が歩んできた過程が影響している。表2を見ていただきたい。これは三ツ瀬の世帯数の変遷を表にしたものだが、世帯数の変化が極端に少ないことが分かるだろう。変化の振れ幅は3軒以内におさまっている。現在三ツ瀬は5世帯からなる集落である。私達は一見して、この状況を過疎化や近代化と結びつけ、世帯数が「少なくなってしまった」などと考えがちだが、実はそうではなく、少なくとも40年近く集落の形態が維持されているだけなのだ。戸数に大きな変動も無く、近代的な要素が入ってくることも少なかったこの集落には、制度的な変化も必要としなかった。その結果が、数10年間同一の世帯が万雑を管理し、タカ割りが10割で計算される万雑制度、先述の別宮とはまさに正反対の、集落内の団体性が非常に高いその制度を存続させることを可能にしたのである。つまり、三ツ瀬の万雑の特徴は、三ツ瀬という集落自体が持つ旧型の農村集落的性質の表象だと言えるだろう。

表2 三ツ瀬の世帯数

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2001
世帯数	6	7	6	5	4	5	5	5

1965～1995は「市町村地区別世帯および人口概数」、2001は村役場による

最後に左礫について述べておきたい。左礫の万雑の最大の特徴となっているのは、その資産割りの基準にクジが用いられていることである。前節で説明したように、クジは入会林の分割に用いられる方法であるから、万雑のクジ割り(資産割り)には、私有林や田畑の面積は加味されない。各世帯が支払う万雑において、各戸の私有地よりも、入会林の占有面積の方が基準になっている理由を知るには、左礫において、山林、入会林、そしてクジがどんな意味を持っているかを知る必要があるだろう。

表3 1970年の保有山林面積規模別農家数(単位:ha)

	左 礫	渡 津	阿 手	神子清水
山林保有農家数	24	21	15	30
0.1 ～ 1.0	0	0	8	8
1.0 ～ 5.0	0	7	6	18
5.0 ～ 20.0	6	12	1	3
20.0 ～	18	2	0	1

出典：農業センサス

表3は、1970年の左礫における保有山林面積規模別の農家数を、近隣の集落と比較したものである。左礫の農家が所有する山林面積が、他と比べて格段に大規模だったことが容易に理解できるだろう。しかも、1970年当時、左礫は全31世帯からなる集落だったことを踏まえると、単純計算でも約77パーセントの家が大規模に林業を行っていたこととなる。また、1965年頃のエネルギーの転換期以前は炭焼きも盛んに行われており、左礫でも7～8軒が行っていた。このような状況をみると、林業が左礫の主要な生業だったことが分かる。実際、左礫はその面積の大半が傾斜地であり、大規模な農業には向かない。さらに、地形的な条件、経済的な条件からか、この集落は農地の基盤整備が行われていないこともあり、農業を生活の中心に据えることは難しかったのである。このようなことから、左礫の森林への依存の大きさを知ることができるだろう。

表4 入会林面積(単位:町)

集 落 名	台帳面積	見込面積
左 礫	694.6	4167.3
阿 手	96	288
渡 津	34.4	86
三 ツ 瀬	24.5	97.7

『鳥越村史』p.645による

表4は入会林面積の集落比較である。左礫の入会林面積が非常に大きいことは一目瞭然だ。この入会林の面積の大きさ、そしてそれを分割するクジ制度も、集落が森林と密接に結びついていることの証明だろう。入会林という存在自体はどの集落でも珍しいものではない。それをクジという方法を用いて分割していることが、この集落と森林の結び付きの強さを表している。というのも、単に入会林という存在があつて、それを全員が共有できるというような仕組みではなく、この制度が入会林の規定を明確にし、クジ親、クジ子という組織関係のなかで、個々の世帯の権利を確定するものであるからだ。そこには、旧型の階層関係があるものの、集落の共有物である土地を、まるで個々の所有であるかのように定めて保証するところに、森林への依存の高さが窺えるのである。資産割りにクジが用いられる左礫の万雑のあり方は、生活の中心に森林があり、その状況の中での社会関係が重要な位置にあることの表れなのである。

IV. おわりに

いくつかの例を挙げて見てきたように、各集落の万雑には、各集落の人口構成、地形、産業の状態、近代化など、それぞれが持つ様々な条件が色濃く影響している。鳥越村別宮地区という、規模のそれほど大きくない1つの地域の中で、集落ごとの万雑が強い独自性を示しているのはそのためである。つまり、この地域はかつての別宮村だったということもあつて、行政上、また、人々の意識的な区分では1つの枠組みに収められているが、それぞれの集落の社会構造は大きく異なる様相を呈していたということである。前節でその一部を示したように、人口も、生業も、近代化の程度も、全く異なる。それぞれの集落の性質が異なるに至った過程というのは、私がここで述べられる範囲ではない。ただ、敢えて1つ挙げるならば、それはやはりこの別宮地区の地形ということになるだろう。実際に別宮から阿手まで県道沿いに移動してみると、その風景は大きく変化する。各集落を取り囲む風景の相違が、そのま

まそれぞれの生活スタイルの相違につながっているのではないかと私は考えている。万雑の多様性は、集落毎の生活スタイルの多様性と置き換えてもいいだろう。この地区の状況を考えると、1つの地域に多様な集落がある、というよりは、多様な集落が行政上の括りでひとつにまとめられている、と言った方が適切なのかもしれない。要するに、なぜ別宮地区の万雑はこれほど多様なのか、という問いに対しては、各集落の状況が多様であるためだと答えることができるのである。